

みやまえだより

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。
温かいご支援ありがとうございました。
寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。



寄付金総額 **14,563,267円**

赤い羽根募金 …… 8,814,238円

年末たすけあい募金 …… 5,749,029円

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **8,814,238円**

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **5,749,029円**

◎宮前区内の施設・団体への配分 **5,330,000円**

- ・(福)みのり会・セルフ宮前こぼと(屋根・壁修繕費) 3,700,000円
- ・(福)はぐるまの会・みどりホーム(冷蔵庫整備事業) 120,000円
- ・(福)はぐるまの会・あおばホーム(冷蔵庫整備事業) 110,000円
- ・アピエ・RUMAH・セシエン(エアコン整備事業) 400,000円
- ・すずの会(家事介護サービス事業費) 300,000円
- ・宮前家事介護ワークーズ・コレクティブさんさん(家事介護サービス事業費) 300,000円
- ・(特)カワセミ(家事介護サービス事業費) 300,000円
- ・らら・むーぶ 宮前(移送サービス事業費) 100,000円

◎宮前区社会福祉協議会への配分 **674,272円**

各地区の社会福祉協議会への配分等

◎県内の社会福祉施設・団体 **2,809,966円**

◎見舞金贈呈(一人5,000円)

1,430,000円(286件)

宮前区内で在宅生活を送る、支援を必要とされる方からの申請により、見舞金として配分を行いました。

◎宮前区社会福祉協議会への配分

年末たすけあい援護資金 **4,319,029円**

街頭募金

駅前やスーパーなどで呼びかけた募金です。
※令和4年度は赤い羽根共同募金のみ実施。
赤い羽根： 333,750円

職域募金

会社・官公庁などの職場で、職員の方々に協力いただいた募金です。
赤い羽根： 336,698円

学校募金

区内の学校から寄せられた募金です。
赤い羽根： 440,210円

イベント募金

区内祭など、区内で行われたイベントの際に呼びかけた募金です。
赤い羽根： 53,038円

その他の募金

病院やスーパーなどの店舗に設置した募金箱に寄せられた募金です。
赤い羽根： 660,052円
年 末： 58,371円

戸別募金

自治会・町内会や民生委員を通じて、各家庭にお願いした募金です。
赤い羽根： 6,732,490円
年 末： 5,690,658円

法人募金

区内の法人などに郵便で呼びかけた募金です。
赤い羽根： 258,000円

宮前区社会福祉協議会では共同募金配分金を

次のような事業で活用しています。

- ・買い物支援サービス事業(事業の広報など)
- ・ボランティア活動推進事業
(ボランティア講座、情報誌等)
- ・福祉団体育成支援金
(新規立ち上げ、継続活動支援金)
- ・広報啓発事業
(みやまえ福祉フェスティバルの開催、HP作成、広報誌発行) など

スマホからも、募金できます!



第21回みやまえ福祉フェスティバル



「みやまえの福祉」広報誌

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー
「コウタロウ」

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いまだ多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。

★川崎フロンターレは赤い羽根共同募金を応援しています!



MF8 橋田 健人

Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

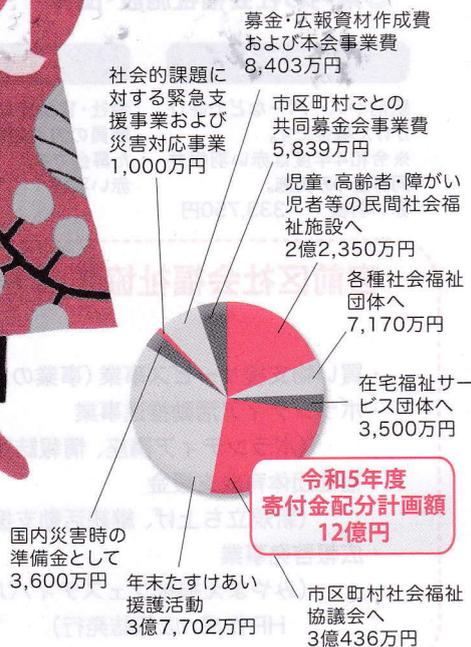
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



税制の特典があります!

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

